福岡市中央卸売市場の業務規程改正案に対する取引参加者からの主な意見

1 主要事項

- (1) 第3者販売,直荷引き
 - ・ 卸が第3者販売を行うに当たっては、仲卸の取引先には販売しないよう、また、市 場内の取引を基本にする等、市場内業者のことを十分に配慮してもらいたい【鮮魚】。
 - · 卸が第3者販売を行うに当たっては、現状の取引を前提に、市場内への供給量を維持してもらいたい【青果】。
 - 卸が第3者販売を行うに当たっては、第3者と売買参加者の区別を明確にする必要がある【食肉】。
 - ・ 仲卸が直荷引きを行うに当たっては、「全取引量の 50%を超えない」とあるが、状況によっては、せり相場への影響も懸念されるため、事前の相談など、卸と協調しながら行ってほしい【鮮魚】。
 - ・ 仲卸が直荷引きを行うに当たって遵守しなければならない「全取引量の 50%を超えない」は「取引ルール」ではなく、認定業者であれば当然満たしておかなければならない「認定基準」であることを、仲卸にきちんと認識させてほしい【青果】。

2 主な変更点

- (1) せり人の届出
 - ・ せり人試験は、卸売市場の関係法令を学習する良い機会なので、せり人の資質を維持する意味でも、継続してほしい【鮮魚、食肉】。
- (2) 委託手数料と完納奨励金・出荷奨励金
 - ・ 委託手数料に上限設定する一方で、出荷奨励金に上限設定しないでは、均衡が取れていないのではないか(奨励金にも上限設定すべきではないか)【青果】。
 - ・ 委託手数料に上限設定しても問題ないが、出荷奨励金に上限設定すると、他市場と の集荷競争上、不利になるので、設定してほしくない【食肉】。

3 その他

取引ルールの詳細については、別途、検討の場を設けてほしい【青果、鮮魚、食肉】。